

カルタヘナ議定書関係審議会・懇談会中間報告等に対する 意見募集結果について

1 意見募集方法の概要

- (1) 意見募集の周知方法
変更案概要を環境省ホームページに掲載
記者発表（環境省記者クラブ）
資料の配付
- (2) 意見提出期間
平成14年 7月25日から 8月25日まで
- (3) 意見提出方法
郵送、ファックス又は電子メール
- (4) 意見提出先
中央環境審議会野生生物部会事務局（環境省自然環境局野生生物課）

2 意見募集の結果

・封書によるもの	0 通
・ファックスによるもの	1 通
・電子メールによるもの	8 通
合 計	9 通（うち 1 通は氏名等の記載なく、無効）

3 整理した意見の総数

・中間報告の記述に関するもの	7 件
・中間報告全般に関するもの	1 3 件
合 計	2 0 件

4 意見の概要と対応方針（案）について

別紙のとおり

意見の概要と対応方針（案）について

< 中間報告の記述に関するもの >

7件

該当箇所	意見要旨	対応方針（案）	件数	備考
p.11 （利用による 便益の考慮）	便益が高い場合には、軽減措置の条件付けに手心が加えられてもよいという印象を与えるため、パラグラフ全体を削除。	遺伝子組換え生物の利用によって得られる利益の性質によっては、便益を考慮することができるという立場です。得られる便益と影響の時間的・空間的スケールが違うことを念頭に置く必要があることは当然であり、その点も報告で記述していません。	1	
p.11 （c）影響の軽減措置	第3パラグラフとして以下の文章を追加する。 「なお、影響が生じた際に発生する遺伝子改変生物の撲滅、封じ込め、防除を含めた影響の軽減に要する費用、現状の回復、生じた被害の補償等に要する費用は全て、環境放出を行おうとする者の負担とし、無過失責任の制度を導入する。」	現在、無過失責任が規定されているものは、人の生命、身体への被害で、被害者の救済が緊急かつ重大である場合に限定して制度化されている（大気汚染防止法、水質汚濁防止法等）ものであり、生物多様性の確保を主たる目的としている今回の制度に、被害の補償に関し、無過失責任制度を導入することは現在のところ困難と考えています。	1	
p.12,13 （利用タイプごとの遺伝子改変生物の扱い - 環境放出利用）	「行政当局」を「環境省」とする。または、環境影響評価法にならって、環境省が、必要に応じて、自ら進んで意見を述べることができる制度にする。	ご指摘については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考えます。	1	
p.12,13 （利用タイプごとの遺伝子改変生物の扱い - 環境放出利用）	専門家の意見だけでなく、国民の意見を踏まえたうえで、確認を行う制度とすることを明確にし、図4中の市民からの意見提出を意味する矢印を、点線でなく実線にする。	国民の意見の提出は、「（影響評価に関する情報の提供）」の項目で記載していますが、具体的な情報の提供、意見の提出方法については、今後ご意見を参考に検討すべきと考えます。 図については、ご指摘のとおり変更します。	1	
p.12,13 （利用タイプごとの遺伝子改変生物の扱い - 環境放出利用）	「行政当局は、その計画の実施を環境放出利用の条件として義務づけることができることとすべきである。」を「義務づけることを原則とすべきである。」に変更。	ご指摘を踏まえ、「行政当局は、その計画の実施を義務づけるなど、計画の確実な実施の確保を図るべきである。」に修正します。	1	
p.13 （影響評価に関する情報の提供）	この項目のタイトルを「行政当局による確認に際しての社会的合意の尊重」と変更する。	ご指摘を踏まえ「影響評価に関するコミュニケーションの確保」に修正します。	1	
図4	図4中の「モニタリング結果等の報告」の右横に矢印を追加し、情報公表を行う旨をより明らかにする。	各種情報の公表の方法については、今後法制度を検討する過程でご意見を参考にすべきと考えます。	1	
		合計	7	

< 中間報告全般に関するもの >

13件

該当箇所	意見要旨	対応方針(案)	件数	備考
	図4等より、モニタリング計画、緊急措置計画、管理計画等は、すべて申請者側の情報、評価であるなど、遺伝子改変生物等の環境放出利用を促進する立場に偏っている。	ご指摘のような申請者側の提出する情報、計画等についても、専門家の意見聴取等により妥当かどうか判断することとしています。	1	
	何らかの影響が生じた場合、人体、自然生態系にかかわらず不可逆的な影響であることが大いに考えられる。「影響の軽減措置」では不十分。	「影響の軽減措置」は、「特定された影響が生じないような管理や、生じた際に対応が可能な管理」を総称したものであり、悪影響を防止するための措置です。	1	
	アカウンタビリティ、フローの透明性のためにも、委員会等には、専門家だけでなく一般の市民の参加も必要。	委員会等は、専門的な見地から検討する場として設置されるものであり、市民については、情報を提供し、意見を提出できるようにすることとしています。	1	
	動物を物のように考え、医薬品を作らせたり、臓器提供者にするということではなく、海外を見習い、代替法開発、および評価のための機関をつくり、技術者を海外へ派遣させ、知識習得させるということへ税金を使うべき。	遺伝子組換え動物の取扱いに関しては、「動物の愛護及び管理に関する法律」等に従って、虐待の防止など適正な取扱いがなされなければなりません。	1	
	農作物を宿主とする遺伝子組換え体については、現行通り農林水産省の管轄とし、二重規制とならないよう配慮すべき。	ご指摘については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考えます。	3	
	改変生物の及ぼす悪影響については、ほぼ網羅的に検討されているが、遺伝子改変される動物自身の苦痛、不自然さを避けるという観点が抜けている。遺伝子改変により生命の尊厳を無視された動物が生み出されてくる懸念がある。	遺伝子組換え動物の取扱いに関しては、「動物の愛護及び管理に関する法律」等に従って、虐待の防止など適正な取扱いがなされなければなりません。	1	
	上記の観点から、遺伝子組み換え自体を禁止し、バイオテクノロジーへの助成金を出すべきではない。	カルタヘナ議定書でも、遺伝子組換え技術は環境と人間に対する適切な安全策を伴って開発及び利用されるならば、人類の福祉にとって多大な可能性を持つという認識に立っており、遺伝子組換え技術自体の可能性を否定すべきではなく、この技術によって生み出される生物の特性に応じて適切な管理をすべきという立場です。	1	

(< 中間報告全般に関するもの > の続き)

該当箇所	意見要旨	対応方針(案)	件数	備考
	生態系全体は人間の知識の及ばない複雑な関係から成り立っているため、環境放出後の評価・判断を行うことができるという考え自体に無理があり、具体的に評価できるか疑問。	生態系のメカニズムは複雑であり、現在の知見で環境放出にともなう影響の評価を行うことにはある程度の不確実性が伴います。そのため、利用後に影響のモニタリングを行うこと、新たな知見が得られた際に再度評価を行うことなどにより、事前評価時に明らかでなかった要因に対応すべきと	1	
	環境放出利用を行わないことが予防措置。安易な環境放出を抑止するため、環境放出により影響が生じた場合には厳しい罰則等を科すべき。また、輸入についても同様に行わないようにすべき。輸入により影響が生じた場合には厳しい罰則を科すべき。	国内での環境放出利用にあたっては、個別に、生物多様性への影響について評価を行い、影響の程度に応じた軽減措置を講じる仕組みにより、悪影響の予防は可能と考えています。罰則等のあり方については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考えます。	1	
	法制化及び制度の運用に当たっては、関係省庁間で十分に調整を図り、煩瑣な手続きとならないようにすべき。	ご指摘については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考えます。	1	
	農水省の中間報告に対する意見を参考まで送付。同趣旨を環境省の制度検討にも反映されることを要望。	ご指摘については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考えます。	1	
(以下は農林水産省報告に対する個別意見)	遺伝子組換え技術は、これまでガイドラインに基づき安全性に配慮して開発されてきている。これまで環境への悪影響が生じた事例がないことも認識すべき。			(以下参考)
	リスク評価・管理は、あくまでも悪影響の防止のために行われるものであり、GM作物そのものを問題視すべきでない。これまで運用されてきた農水省指針の有効性を十分考慮すべき。			
	過度のリスク評価・管理を事業者に科すことは、組換え作物自体の経済価値を損なうものであり、科学的に適切な範囲で実施されるべき。			
	リスク管理は、リスクの程度に即して適切に行われるべきであり、過大な予防措置とすべきではない。			
	「意図せざる混入」を一律に考えるのではなく、受容環境や作物性質を考慮して判断すべき。			
	正確な情報提供、リスクコミュニケーション、リスク管理等に関する調査研究を積極的に進めるべきであるが、悪影響に関する新たな情報については、不必要に人々の懸念を増大させないような措置を講ずることが必要。			
	科学的知見の集積に応じて評価項目の変更など、柔軟な対応が必要。			
	法制化にあたっては国際的な動向にも十分配慮すべき。			
合計			13	